

事務総局会議（第9回）議事録	
日時	令和7年5月13日（火）午前10時27分～午前10時37分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、恒光刑事局第二課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<p>1 常置委員について 福島秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について 福田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について 福田民事局長兼行政局長、恒光刑事局第二課長及び馬渡家庭局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2、3
秘書課長 福島直之	

【機密性2】

【配布資料】

(令和7. 5. 13秘書課)

常置委員

令和7年6月1日から同年7月20日まで及び同年9月1日から同年12月31日までの常置委員
を次のとおりとする。

第一小法廷	堺	徹	裁 判 官
第二小法廷	尾 島	明	裁 判 官
第三小法廷	石 兼 公	博	裁 判 官

(令和7.5.13民一印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する
電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立て
その他の申述を取り扱う裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子
情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁
判所は、次に掲げるものとする。

裁 判 所	効力を生ずる日
全ての簡易裁判所	令和7年7月17日

理由

最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げる必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める

額は、証人、民事訴訟法第百八十七條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千四百五十円、鑑定人

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める

額は、証人、民事訴訟法第百八十七條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千二百円、鑑定人

定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり八千五十円とする。

、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円とする。

第二条関係——刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）

新

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は

、証人については一日当たり八千四百五十円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり八千五百円とする。

旧

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は

、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。

第三条関係——人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）

新

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり八千五十円以内において、裁判所が定める。

旧

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり七千八百円以内において、裁判所が定める。

第四条関係—司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）

新

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万八百円以内において、裁判所が定める。

旧

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。

第五条関係—参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）

新

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万八百円以内において、裁判所が定める。

旧

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。

第六条関係—鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）

新

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千三百十円以内にお

いて、裁判所が定める。

旧

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千三百四十円以内にお

いて、裁判所が定める。

第七条関係—執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新
旧

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号

）は、五千六百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、八千五十円以内と

し、執行官が状況により額を定めて支給する。

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号

）は、五千四百七十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千八百円以内と

し、執行官が状況により額を定めて支給する。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

第八条関係——裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

2　日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万五百円以内において、裁判員等選
任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判
員候補者については一日当たり八千四百五十円以
内において、それぞれ裁判所が定める。

旧

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

2　日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万二百円以内において、裁判員等選
任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判
員候補者については一日当たり八千二百円以内に
おいて、それぞれ裁判所が定める。

事務総局会議（第10回）議事録	
日時	令和7年5月20日（火）午後2時00分～午後2時02分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	令和7年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料）
結果	◎了承
秘書課長 福島直之	

【機密性2】
【配布資料】

令和7年度外国出張計画

司法交流プログラム

韓国大法院との意見交換（韓国、約4日間）【秘書課】

合計3人

裁判官3人